

令和5年度 第1回 郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会 議事録

○ 開催日時： 令和5年7月14日（金） 13:00～16:00

○ 開催場所： 仙台市役所上杉分庁舎2階第1会議室

○ 出席者：

（委員）

仙台市教育局学校教育部

学びの連携推進室主任兼CSアドバイザー 伊藤 恵子

東北芸術工科大学教授 北野 博司

筑波大学教授 黒田 乃生

東北工業大学教務学生課主任 菅原 玲

東北学院大学教授 永田 英明【委員長】

郡山矢来町内会会長 松 公男

国立歴史民俗博物館教授 三上喜孝

山形県立米沢女子短期大学教授 吉田 歆

秋田大学名誉教授 渡部 育子

※敬称略・五十音順

（オブザーバー）

宮城県文化財課技術主査 齋藤 和機

（事務局） 仙台市教育局生涯学習部長 柴田由紀

文化財課長 長谷川蔵人

整備活用係長 佐伯 修一

主任 大江 美智代

主事 五十嵐 愛，妹尾一樹

会計年度職員 長島 栄一

（報道機関） 1名（河北新報社）

（傍聴人） 1名

○ 議事の概要

1 開 会

2 挨 拶

3 出席者の紹介

4 本日の日程の確認

5 現地視察（郡山遺跡）

6 議事

(1) 協議事項

①令和5年度の調査について（郡山遺跡第328次調査・陸奥国分寺跡第33次調査）

②「史跡仙台郡山官衙遺跡群保存活用計画」について

(2) その他

7 閉会

○ 委員会記録

(1) 協議事項

①令和5年度の調査について（郡山遺跡328次調査・陸奥国分寺跡第33次調査）

永田委員長

協議のメインになるのは、郡山遺跡保存活用計画の素案についてです。前回の委員会の議論を経て、修正案を作成頂いたので、素案を改めて検討することになります。今回の検討を踏まえ、次回の委員会までに中間案が作成されるスケジュールになると思います。よりよい中間案がつけられるような協議になればよいと思います。今回の議事録署名について、北野委員にお願いします。よろしく願いいたします。それでは協議事項「令和5年度の調査について」のご説明を事務局からお願いします。

事務局より説明(割愛)

永田委員長

郡山遺跡は、先ほど現地で確認したとおりですが、陸奥国分寺では、9月から10月まで範囲確認調査が行われるとのことでした。それでは説明内容や先ほど視察した郡山遺跡について、ご質問等ございましたらよろしく願いいたします。

吉田委員

郡山遺跡について、南門が確認できないという話でした。西部も含めて西脇殿、それから先ほど見せて頂いた東側の庇のつくような建物、南側の長い建物と、いくつか出てきました。もうすでに進めているとは思いますが、有効性があまりない可能性が非常に高いですが、全体の政庁域の配置計画が最初からあるのか、ないのかを押さえると見通しが見えてくると思います。例えば、正殿の柱間を一つの基準にしたメッシュをつくって試してみるのも、一つの手かなと思います。上手く乗るのか、乗らないのか、西脇殿は乗らないのかかもしれませんが、もうすでにされているようであれば、その結果を教えてもらえればと思います。

事務局

今回見ていただいた東側の四面庇かもしれないのですが、その身舎（もや）の南柱筋と西脇殿の北の柱筋が、ほぼ一直線に並ぶような点が見られています。そのようなところから区割りの計画性は認められるのではないかと大まかに考えたことはありますが、詳細について、数値的に説明できるような作業

は、まだしていないので、改めて検討して報告させていただきます

北野委員

資料の3の2枚目の遺構図、正殿の東西の柱列をまっすぐ南に延ばして直線を引くと、ぴったり同じですね。それは具体的に距離として、正殿の庇と東西の距離と今回の東西の脇殿の間の距離が同じだということと言えますか。

事務局

今回の空閑地の幅がおよそ18メートル、正殿もおよそ17.4メートルなので。近い規模であると考えています。

北野委員

ぜひグリッドを組んでいただくと良いかと思います。

三上委員

それというのは、正面から見ての景観を意識したりしているのでしょうか。

北野委員

そういうこともあるのですかね。やはり他の官衙で全体の地割、グラウンドプランの中に建物を置いていくってというような事例があるということですよ。

吉田委員

意外と地方官衙はあまりやっていませんので、平城宮とかは、比較的古典的な手法として、十尺等間であるとかをやっている。今回郡山でうまくそういうのができるとするとまた、他地域でも応用が利くかもしれないし、関東地方などでは前にやっていたかもしれません。要するに全体の配置計画を、ほぼ同時に実施しているのか、機会主義的にポンポンと建てて、建て替えていたのかというプロセスを読み取ることもヒントになるかもしれないですね。

永田委員長

遺構が増えていく中で、いろいろな検討の材料がだんだん増えてきているので、ぜひグリットという視点で検討していただければと思います。陸奥国分寺については、今後の調査結果が出次第、検討をしていきたいと思います。1つ目の協議事項につきましては、以上といたします。

②「史跡仙台郡山官衙遺跡群保存活用計画」について

永田委員長

2つ目の協議事項に入ります。郡山遺跡保存活用計画について、素案の修正案が提示されておりますので、事務局から説明をお願いします。

事務局説明(割愛)

永田委員長

全体的に前回の議論を踏まえて修正をして頂いたということかと思えます。各箇所についてはご説明いただいた通りだと思います。全体的なことと言うと、現状と課題や基本方針を整理したところなどについて、基本的な部分と各章の記述内容の整合性がとれるように整理して頂きました。また整備や活用などについて、濃淡をつけて優先順位をつけるような形で、わかりやすく整理して頂きました。議論すべき点としては、例えば50ページから54ページの文献史料に基づいた成果として、報告書総括編にある今泉先生の記述をベースに郡山遺跡の意義付けについて詳しく記述していただきましたが、どこまで詳しく記述するかということについては議論すべきだと思います。また整備や活用等についても、議論するとよいかと思います。まずは前半部分の郡山遺跡の史跡の概要や本質的な価値について、文献史料からわかること、調査成果の記述なども含めてご意見を頂ければと思います。

北野委員

70ページから72ページの史跡の構成要素のところについて、わかりやすく整理して頂きました。また73ページの概念図も非常にわかりやすいです。ただわかりやすくなった反面、気にかかるのが「本質的価値…飛鳥～奈良時代の官衙や寺院の遺構・遺物」と記述しているところです。例えば、現地視察で確認したようなI期官衙の時期の溝に切られた堅穴があったが、あれがもし飛鳥時代に入るのならば、「本質的価値」としてみなせるが、もしも古墳時代の堅穴住居やさらに古い弥生時代の遺構などI期官衙よりも古い遺構が出た場合、それをどう位置づけるのか。それはもう「本質的価値」に該当しないのかという疑問があります。

また「本質的価値以外…飛鳥～奈良時代以降に形作られたもの」の項目で、71ページ、72ページ③の「歴史の変遷」の部分を見ると、「中世から近世の遺構・遺物」としています。古い遺構は「本質的価値」に入れるしかないと思いますが、例えば奈良時代後半や平安時代の遺構が出てきた場合にどう位置づけるのか。そのような表の中にあてはまらないような時期の遺構が出た場合はどのような位置づけをするのか、事務局の考え方をお聞きしたいです。

事務局

資料の史跡地外のとある項につきましては、調査は古代の面までしか調査をしていませんでしたので、それより古い遺構が今のところは見つかっておりませんでした。ご指摘を頂いた通り、古墳時代や官衙に近い時期の遺構が、もし官衙とほとんど変わらない面が出てきた場合の扱いについては抜けていたと思います。

北野委員

「…」で、そのようなニュアンスを表しているのかとも思いましたが、そうでもないのですかね。

事務局

そのようなニュアンスではないです。もっと前の時代について史跡地外で見つかっている縄文時代や弥

生時代といったものは、71 ページ、72 ページの③には、別の時代の遺構という項目はあります。ただし史跡地内で官衙の時期以外のものが出てきた場合、どう対応するかということは、ここにはまだ反映されておりません。

北野委員

古いものだったら、やっぱり「本質的価値」ではないのですかね。近世の城跡などの場合は、当然その城の近世の面があって、その下に古い時代の遺構があると、それを全部地下遺構ということで、「本質的価値」に含めていくことは多いと思います。それは層位的な部分もあるということだと思いますが、同じ面に出て来た場合どうするとよいのか。経験があるわけではないので、答えを出すのが難しいですが、より新しい平安時代の遺構などは見つかっていないのでしょうか。

事務局

史跡地内に限れば、平安時代の遺構は出ておりません。

北野委員

当然あってもおかしくないですよ。

事務局

史跡地内で官衙より古い遺構というのは、微妙なところがあります。竪穴の中で、古墳時代の終わり頃の鬼高の土器などが少しだけ出る場合があります。ただそれが段階を設定できるようなほどのボリュームでない状態になっています。そのため「本質的価値」に入れるかどうかはちょっと及び腰にならざるをえない部分があります。また史跡地内での新しい遺構に関しましては、平安期の土坑のようなもので、新しい土器が集中する穴が若干あります。また時期が非常に微妙なのですが、妹尾からの説明でお伝えした、資料3の次頁の遺構配置図をご覧ください。正殿のちょうど真下に当たる、51次調査の調査区の真ん中付近に、SA636とSX622という遺構があります。これはおそらく筵か何かを敷いていた痕跡が二つ並んでおり、それを囲むような小規模な一本柱列があります。この遺構は何なのかわかりません。この遺構からは中世陶器が少し出土しました。あくまで想像ですが、官衙の中核地に祭祀などが行われるような遺構が、残されていたのか、或いは改修しながら続いたのか。この遺構が新しいものかどうかという評価については、非常に難しいです。全体の調査内容を鑑みても、史跡地外の周辺が水田に変わったなどの情報で留めざるをえないと考えております。

北野委員

71 ページ、72 ページの③を「平安から近世」という表記にしておけば、穴が空かないのではないかと思います。

事務局

そのように修正したいと思います。

北野委員

奈良時代をどこで区切るかという話になるとややこしくなりますが、片方の表記が、「飛鳥時代から奈良時代」と書いてあり、もう片方は「中世から」と書いてあると少しおかしいと思います。そこだけは、修正して頂ければと思います。

永田委員長

古い遺構が明確になれば、当然「史跡地内」の「本質的な価値」とするべきだと思います。今の現状を踏まえて修正をして頂くということで確認したいと思います。他にご意見はありますか。

渡部委員

55 ページの年表について意見があります。I 期官衙に関して、50 ページから 54 ページの文献史料の部分について作成にもすごい労力を使われたのではないのかと思います、感激いたしました。ただ 55 ページの I 期官衙のところについては、少し空白が多いと思います。陸奥国がいつ成立したということなどについて文献史料には記載はないですが、650 年代には陸奥国が成立したと考えられています。また初期の国司制において、郡山 I 期官衙は城柵ではありますが、国司がどのように活動したのかなどについても、50 ページから 54 ページまでの詳細な文献史料からわかる、おそらく I 期官衙に中央から派遣された役人が関わったということを念頭にして、年表の空白部分に落とし込んで頂いたらよいと思います。例えば 54 ページの覓国（くにまぎ）。『常陸国風土記』香島郡条に、天智朝に陸奥国の石城の船大工に大船を作らせたが、ここまで流れてきて壊れたと記されます。また『日本書紀』等でも、659 年のところに記載がある、陸奥国司への官位授与についても、陸奥国で何かをやったから官位を与えられたというようなことを、ただ空白にするのではなく落とし込んでほしいです。年表は文章を読む前に見ることも十分ありえますので、50 ページから 54 ページの成果を年表にも反映していただければと思います。689 年に城養蝦夷に出家を許すということは、優嗜曇（うきたむ）の評がかなり安定した状況になっていると思うので、優嗜曇（うきたむ）の城柵がいつ成立したのか全くわかりませんが、『日本書紀』の文面から見ると、年表にのってはいませんが、越と陸奥の出家した人に仏像が与えられています。そういうことが書かれているとすると、I 期官衙の時代に優嗜曇（ウキタム）を含めて、かなり安定しているということがわかり、南奥羽の支配、つまり国造のいる地域も含めてどういう支配をしていたのかってというようなことまで思いを巡らせることができるのではないかと。合わせて 51 ページの地図、これもわかりやすいですが、このところで 55 ページの年表で『続日本紀』の 712 年の 9 月 23 日に出羽国を置き、10 月 1 日に最上・置賜を出羽国へ移管した。そして 716 年の最上・置賜についての記載があります。これはいろんな解釈の仕方があるとは思いますが、おそらく 712 年の 10 月 1 日に最上・置賜を出羽国へ移管する命令を出して、それを改正して 716 年と考えるのが一番有力ではないかと思います。今後 20 年、この見解は持つかないような気がしておりますので、これも年表に追加することをご検討いただければと思います。それで I 期官衙に戻りますけれども、南奥羽など国造が置かれた地域のすぐ北の地域、非常に安定している。これは実は越国の淳足磐舟も、これは『日本書紀』やこの年表にもありますが、淳足の南のほうには確か越の国造が置かれていて、ちょうど同じような状況にあるわけですので、その辺も含めて、50～54 ページの内容を年表に出していただけると良いように感じました。

吉田委員

年表を一から作ると大変な作業になるため、『青森県史』の古代史資料編の中に、古代資料がほとんど網羅掲載されているので、参考にするとういと思ひます。青森県史から陸奥国についてピックアップすれば、渡部先生のお話にあったような、Ⅰ期官衙の空白時代についての記事があります。

どこまで反映させるべきかの検討が必要だとは思ひますが、Ⅰ期官衙の時代に起こった大きな出来事を載せると年表の内容も充実すると思ひます。

事務局

委員の先生方にご指導頂きながら、どこまで載せるかを検討していきたくひです。

渡部委員

参考として、705年に陸奥国の蝦夷が反乱を起こしたという記載がある武蔵野国の資料が『青森県史』に載っています。資料的な信憑性は不明ですが、それも参考にするとういと思ひます。もし年表等に入れるとすると、これはⅡ期官衙の国司の対応として重要な動きになります。

永田委員長

Ⅰ期官衙、Ⅱ期官衙の機能や役割をアピールするために、もう少し情報を入れ込んだ方がよいと思ひます。今後また何を載せるべきかについてはコミュニケーションをとりながら進めて頂いてもよろしいですか。

事務局

はい。

北野委員

70ページのクラスターを見ると、史跡地外は、「本質的価値に準ずる」という取り扱ひで、「本質的価値」として扱わない整理しています。将来的な話になるかもしれませんが、史跡地内で「本質的価値以外」の中に、③のような地下遺構が検出されたとしても、それは時代が違ふから「本質的価値」はないと解釈するのでしょうか。③の中で居久根と同じカテゴリになっている地下遺構は「本質的価値に準ずる」要素として分類していくべきではないのでしょうか。縄文時代や古墳時代等の遺構が史跡指定地内であれば、「本質的価値に準ずる」と扱ふような別カテゴリがあり、指定地外の場合には、官衙の時代であれば、指定地外でも「本質的価値」として扱ふというような整理をした保存活用計画を作った経験があります。この解釈について、県文化財課ではどのようにお考えでしょうか。

宮城県文化財課 齋藤技術主査

北野委員の考え方が一般的かと思ひます。ただ仙台市の考え方を推察すると、追加指定を目指す範囲や埋蔵文化財包蔵地も含めて、この計画の対象範囲としています。史跡の中はあくまでも「本質的価値」があり、それを守っていくというねらいがあると思ひます。またそれ以外は、まだ詳細が明らかにはなっていないし、史跡指定地に入っていないが、それに準ずるものがあるだろうと考えていると、この

クラスターから読み取りました。

北野委員

県文化財課が言っているような趣旨でこのようなクラスターにしたということでしょうか。

事務局

追加指定を目指す範囲については、まだ史跡指定されていない範囲が今後史跡になっていけば、その上のクラスターに移行するようなイメージがありました。

北野委員

追加指定になれば、上のクラスターへ移行するのですね。史跡指定地内の③について、違和感があります。地下遺構に価値がないと言われると、違和感があります。ここを細分化し、地下遺構には価値があると表現してほしい。せめて「準ずる価値がある」というようにしてもらわないと、価値が無いように誤解されかねない感じがします。

事務局

居久根につきましては④保存管理・活用にも入っておりましたので、ここから居久根を無くして、この③を歴史的変遷ではなくて、「本質的価値に準ずる」というカテゴリを作成するというのではいかがでしょうか。

北野委員

そうするとこの指定地外の「本質的価値に準ずる」のと意味がだいぶ違うと思います。ここはかなり本質的に違うような気がしますので、なかなか答えは出ないかもしれませんが、県と相談して、ぜひ整理していただきたいと思います。

事務局

この部分について、史跡地内の遺構面は官衙の面より下層に下げる可能性が非常に低いので、視野から外れていたという経緯があります。あくまでも官衙の遺構面を守るので、その下の地下遺構について、対象に考えてなかったという、こちら側の意識が反映されていきました。今後どのように表記するかを検討することにいたします。

永田委員長

地下遺構の価値づけについて、再度検討をよろしくお願いします。

三上委員

書きぶりについて、いくつか意見があります。まずは50ページの「文献資料」の「資」は、「史」と表記した方がよいと思います。また53ページの【藤原宮の構造と仙台郡山官衙遺跡群】の、「地方官衙を

モデルにして、宮城が設定されたと考えるよりも、宮城である藤原宮をモデルとして、Ⅱ期官衙が設計されたと考えるのが自然だろう。」という書きぶりが回りくどいと思います。藤原宮をモデルとしたことは間違いないと思うので、「藤原宮をモデルにして、強い影響を受けている」と書いた方が、そのあとの【藤原宮をモデルにした地方官衙】で紹介している福原長者原官衙遺跡の流れに繋がるので、もう言い切ってしまうとよいと思います。もう一つは、54 ページの③番です。「可能性がある」という言葉を繰り返し使っているが、断定すべきところは断定した方が、よいと思います。「国際情勢の緊迫化の中で、国土の北部と大陸の地理的関係を明らかにする地理的探索・探検であった可能性があると考えられる」と表記している箇所について、例えば「地理的探索・探検の意味もあったと考えられる」と表記してもよいかと思います。また最後の「役割を担わされていた可能性がある」と表現しているところも、例えば「担わされていた」と断定しても問題ないように思います。主張すべきところは主張してよいと思います。

永田委員長

書きぶりについては、三上委員からの指摘の通り、ある程度断定的に表現してもよいと思います。内容の修正について検討を進めていただければと思います。

渡部委員

推古、斉明、持統などの年号表記について、「天皇」をつけるのか、つけないのかについて統一した方がよいと思います。

永田委員長

全体を確認して、表記の仕方を統一した方がよいかと思います。前半についてまだご意見があるかもしれませんが、後半の活用や整備についての議論に移らせて頂きます。特に基本方針の整理の仕方に基づく、活用の方向性やそれに関わる部分の整理、或いはその活用の中で、どんなところに重点を置いて進めていくのかということについて、案として提示されています。また整備についても議論できればと思います。

北野委員

98 ページに基本理念のスローガン案が書いてあります。そのページの文章に「市民」という語句で表現されている箇所が多いように感じます。基本理念のスローガンとしては良いと思いますが、国史跡は仙台市民だけのものではなく宮城県民、日本国民の宝なのでその点への配慮が必要だと思います。

事務局

「国民」と記述しているのは、一段落目の「国民共有の歴史的文化遺産として」のみでしたので、もう少し配慮していきたいです。

北野委員

そのような表現でもよいとは思いますが、よく指摘される部分なので何らかの配慮が必要かと思いま

す。

永田委員長

使われている「市民」という言葉は、「仙台市民」だけを指すものではないですよね。

事務局

基本的には「シチズン(公民)」のつもりで記載しています。

永田委員長

もう少しよい言葉があれば、それに置き換えられればいいですね。

今回は活用のプランとして、具体的に何をすすめていくのかというところについても議論ができるとよいですね。一つは学校教育との連携をどのように考えているのか。また学校だけでなく若い人といっしょにどのように発信するのかについても盛り込んで頂いているかと思います。今回そちらの検討用資料を用意頂いたので、見方を少し解説して頂いてもよろしいですか。

事務局

見学の際にどのぐらいご理解いただきたいかというポイントが赤字で書いてあります。学生さんについては、教科書の内容等に基づいてご理解していただければ良いかなという範囲を水色の点線で区切っています。一番見せたいものは、仙台郡山官衙遺跡には、石組池があることです。現在、地方で見ついているのはここだけであるというのが、見学のポイントになると思いますので、活用方法に盛り込められればよいと考えているところです。115 ページの「歴史的背景を踏まえた企画立案」というところで触れている状態ですが、さらにその石組池に重点を置いて記載したほうがよいかどうかについて検討しているところです。

永田委員長

石組池を切り口にして展開できるのではないかとこのところですかね。

黒田委員

一つは 127 ページについてです。整備について具体的に写真を示し、復元を積極的に検討するような雰囲気伝わってきますが、私は従来の柱表示などの遺構整備の在り方に疑問を抱いています。具体的にいつ整備するのかわかりませんが、先の話であれば未来の手法が出てくるかもしれないと思います。デザイナーなどを入れて、よりよい整備を目指すとよいのではないかと思います。ぜひ従来の整備の在り方を、もう少し検討してもらいたいです。具体的な修正案は示せませんが、少なくとも先行事例の写真を示してしまうと、好みはあると思いますが、人によっては「このようになるのか」と整備の内容が決定していると勘違いされる方もいるのではないかと思います。ただ従来通りに整備をしたいという強い意向があるのであれば、反対するつもりはありません。もう一つは、122 ページ「石組池等と、Ⅱ期官衙中枢部に位置するケヤキの木からなる居久根（いぐね）は、古代における儀式空間を理解する上で重要である」という記述をみると、居久根も儀式空間を理解する上で重要なものと読めるのですが、そこ

のところはどうなのでしょう。

事務局

遺構表示の問題については、あくまでも遺跡の整備はこのような場合が多いということを示すために、写真を掲載しているだけで、同じように整備をしますというものではありません。具体的な整備については、整備基本計画の中で詰めていきたいと考えております。居久根の件について、東北地方の土器などが出土する飛鳥石神遺跡にも石組池があって、かつそこは(ケヤキの)槻の木の広場と呼ばれている場所であり、飛鳥時代の宮殿の空間があったといわれています。この居久根は、そんなに古いものではありません。ただおそらく樹齢 100 年程度のケヤキの大木ですが、仙台市内にはほとんどないものなのです。この居久根を生かしながら、この古代の空間の史跡整備を考えることも一つのアイデアであるだろうと考えているところでした。

黒田委員

居久根というと、防風林や屋敷林というイメージがあるので、神聖なケヤキの木の話はよく分かりましたが、最終的にこのような整備になるにしても、書きぶりについて混乱をさせないような工夫をして頂きたいです。もちろんあの居久根を無くさない方がいいとは思いますが。

事務局

居久根については、槻の木の広場と他の呼び方を考えて差別化した整備を目指すような表現の方がよいかもかもしれません。

永田委員長

居久根そのものの価値だけでなく、居久根があることで景観として想像を膨らませるための価値もあり、の二つの意味があるということですね。趣旨はよくわかりますが、誤解を招かないように表現を工夫していただきたいです。整備のイメージについては、将来的な整備方法の発展や革新などもできるだけ生かしていくようなニュアンスがあってもよいかと思います。そういった内容を整備のプロセスの中に組み込んで頂ければと思います。

黒田委員

(遺構表示については) 余地を残してほしいといいますか・・・
従来の遺構表示に引きずられてしまう点もあると思います。

北野委員

近未来的なデザインの写真も載せるとよいのでしょうかね。それに関連して 100 ページに【保存管理】、【活用】、【整備】の基本方針があります。本質的価値を理解してもらうように整備するということの基本方針ではあると思います。またユニバーサルデザインと防災は、基本方針の中に入れなければならないと思います。一方で、未来的な整備もすばらしいとは思いますが、人口減少社会の中で、簡単に箱物をつくるという発想ではなく、お金がなくても管理ができるような、地域コミュニティの構築を目

指すなど、運営体制を含めた持続可能な整備もやっていくんだ、一時的にお金をつぎ込んで何かを作り、後の世代に借金を残すような史跡整備はしないというような、持続可能な整備のニュアンスが、基本方針に入った方がよいと思います。整備の具体的な方法にも関わるかもしれませんが、現在はスマホなどの情報媒体が普及し、情報媒体が使えない人たちを置き去りにしたようなこともよくあります。当時のイメージなどが遺構の上に浮かび上がるような方法など、情報媒体を活用するのも一つの方向性として増えています。ただそれだけでなく、例えばアクリル版に古写真あれば写真、復元画があれば復元画を焼きつけて、それを人が見るようなアナログな方法もあると思います。両極端かもしれませんが、多様な見学者に対応できる整備も必要かと思います。基本方針にそういう含みを持たせたほうが良いと思います。デジタル化だけじゃない、アナログな手法も検討してもいいのかなと思います。

事務局

持続可能な整備について、基本方針あるいは方向性のどちらに入れるとよいでしょうか。

北野先生

持続可能な整備については、基本方針にいれるべきかと思います。

永田委員長

基本的な考え方として、基本方針にどのように入れるのか検討していただければと思います。

松委員

保存活用計画がだいぶまとまって完成に近づいてきています。専門家の先生方がわかるような報告書のようなものは作成するかと思いますが、地域住民などが「ここにこういう施設がありました」ということをイメージし、学習できるような何かをサブ的なものとして作成する予定はありますか。そうするとすれば子供たちが具体的にイメージできるような簡単な施設のようなものを作ったりするような計画が必要なのではないかと思います。その点を訴えていくと市民の方々にもご理解を頂きやすいと思います。

事務局

その通りだと思います。ただ今の段階では、何年後に何を作るというようなことは、計画の中に位置付けてはおりません。ただ郡山遺跡に関しては、市役所以外のボランティア団体の方々などが様々な地図や案内を作り始めています。それとはターゲットを変えた形で、学校教育あるいは訪れた人の子どもなどにむけたパンフレットなどの作成は行っていませんでした。今後は作成していくべきだと考えております。別件ではありますが、仙台市の戦災復興記念館で、空襲展のほかに広島原爆の展示も取り入れた中で、一般のパンフレットの他に、小学生版や中学生版のパンフレットが並んでいました。なおさら郡山遺跡や古代史についても、パンフレットなどを作成していくのが必要な時代になっていると感じております。

松委員

町内会長になってから、地域住民から「いつまで遺跡掘っているの？」という声があります。「いつか立派な建物でも作るのではないですかね。」とお答えしている。どうしても多賀城や陸奥国分寺などの関係で、好きな方は「掘ってばかりいないで、何か作ったらいいだろう。会長言ってくれ。」と言われるので、ある意味では将来的に明るいイメージができるような、整備の進め方が必要と思います。

北野委員

今のことに関連して、119 ページに「地域とともに歩む場として利活用」とありますが、これがとても大事だと思います。地域の方、地域づくりの拠点として、史跡は大きな役割を持っていると思います。地域住民が史跡をどのように利活用したいかを、保存活用計画を作成するときにワークショップを実施して、地元からニーズを吸い上げていくこともあります。119 ページに書いてあることも良いとは思いますが、整備基本計画を作成する際に、本当に実現可能かどうか再検討すべきだと思います。そのために住民主体で具体化できるように、ファシリテーターをつけてステップを踏んでいかないと、効果的なコミュニティ形成は進んでいかないと。住民の方で、ここが史跡公園になったときに、地域づくり活動などをやってみたいなどの話は出ていますか。

松委員

道路沿いにある史跡の看板を立ち読みしている人がよくいますので、その方々が「こういうところに遺跡があったのか」というイメージがよくなるように花壇づくりをやっています。町内会ではたいしたことができないのが現状です。ただ最低限、来た方に気持ちよく看板を読んでもらうことは必要と思っています。「地域とともに、遺跡とともに暮らす町内会」のようなイメージで、キャッチフレーズは作っています。

北野委員

利活用などについての具体例を行政側から示してあげると、地域の方が「史跡の中でこんなこともできるのか」ということでアイデアがどんどん増えてくると思いますので、ぜひそういう場を作っていただきたいです。

伊藤委員

学校教育の立場で発言させていただきます。郡山に以前勤務していた教員に「地域の子供たちは郡山遺跡に関心を持っていますか」と質問したところ、「毎日通っているが、ほとんど関心はなく、ずっと掘っているという意識しかないと思う」と言っておりました。発掘調査だけでも、すごく時間が掛かるということを考えると、様々な施設ができて形が整うのはいつになるのかわからない。整備が完了する頃の社会科教育・学校教育の在り方を想像すると、子供たちを引率して施設を見せるような学習はほぼ行われなくなっていると思います。カリキュラムの問題、あと保護者の負担軽減とかを考えると、子供たちを様々な施設に引率して学習させるような時代ではなくなると思います。施設へみんなで行って学習するスタイルではない、新たな学習のスタイルを提供していくことが必要と感じました。学校という視点で見た時に、小学校などのプランはすごく素晴らしいと思いました。小学生に活用するとしたら、現地へ行かなくても学習できるようなサイトを準備し、一人一台のタブレット端末を活用して、学習させ

るのが良いと思いました。その結果として、「やっぱり自分で足を運んでみたい」、「両親に連れて行ってもらいたい」というような思いを芽生えさせるような活用の在り方はあるかもしれないです。距離的なものや、利便性などを考えると、学校で引率していくことはないと思います。史跡整備が完了してから行くとなると、何年も仙台市の子供たちが学習の中で地域学習として取り上げることはないと思います。このような単元のところでは6時間の中で、地域教材を1~2時間取り上げるってことはまず厳しいです。ちなみに小学生用の社会科教材の「わたしたちの宮城県」には、郡山遺跡が載っていません。史跡整備とともに働きかけをすすめ、子供たちが触れるものから意識づけをしていくことが大切になると思います。子供たちが大人になった時のためにも、今の段階から広報活動のところにも力を入れていくべきだと思います。社会科研究会などでも、意識して働きかけを行い、しっかりと繋がっていきたいとは思っています。これから先の学校教育では、「これを活用してください」、「連れてきてください」というのは、もう現実的ではないと思います。行かなくても学習できる手段をしっかりと準備し、学習した子が行きたくなるような施設を作るといような考え方のほうがよいと思います。

永田委員長

貴重なご意見ありがとうございます。私たちも考え方を変えていかなければならないですね。工夫できることはしていかなければならないですね。今回の計画にもニュアンスを載せていくべきかと思いません。

菅原委員

前回の委員会を経て、内容がまとまり、イメージが見えてきました。一方で学校教育のボリュームが大ききように感じました。教育現場や社会の10年後は想定できない。もしかしたらインターネットに飽きて、逆に現場主義に陥っているかもしれないですね。ネット社会からの反動っていうのも10年後や20年後には当然考えられるので、どれが正解なのか今の段階では言えないと思います。様々な可能性を想定してもよいと思う。具体例が社会科のところには示されていますが、地域活動や持続的に市民が参画する部分については、前回も話題になったと思います。持続的に市民が参画する枠組みというのは、このような学びの在り方だけでは絶対に無理だと思います。例えば補助金の活用や、ワークショップとなると、一体誰がワークショップを指導するのかという問題があります。大学の役割は歴史研究だけではなく、ワークショップを指導することだってできるはずで。例えば、まちづくりの学生や先生、都市のデザインの先生、様々な大学の先生や学生たちも十分プレーヤーになりうると思っています。その中に専門性の高い先生や専門性の高い方の見識が入ってきた上での、ブランディングデザインとなっていくので、皆さんが一つ一つのピースになっていくと思います。例えば仙台市太白区では、まちづくりのため市民への助成金があり、有識者の委員が判断して、50万円支給される制度があります。松委員が発言されていたような、「こんなまちづくりにしたい」という思いを持った連合町内会などが応募したりします。そういう、行政とのタテだけでなく、ヨコの連携を図るためにも、社会科の授業だけを充実させる視点で見るのではなく、もう少し広い目線で見ると必要があると思います。学校教育のカリキュラムの内容のボリュームがすごく大きく感じました。ただ、まちづくりはこのようにします、というような書きぶりがすごく難しいので、行政としても一方向からだけではなく、区の行政なども連携していくことが必要かと思えます。またこの段階で民間事業者について、記載することは難し

いという意見も以前あったかと思います。ただ、やはり起因となる力が市民だけでは、難しいのではないかと感じます。観光に結びつけたいのか、それとも教育に結びつけたいのか、地域愛に結びつけたいのかそれぞれ目的と方法も違うと思います。目的に沿って、必要な団体や知識を有している人たちに参画をお願いして、持続的に収入を得て、直していけるとかそういうような仕組みを、作るようなイメージにしておけば、少しこうなんでも包含できますよね。社会科の学習の枠だけはすごく充実していますが、他のことがあまり書き込まれていないと、社会科の勉強だけのためにある遺跡のようで。でも、そうではなくて、日本の中で大事な遺跡だと思うので。どのように修正すればよいかはうまく言えないですが、もっと広い視野で書いたほうがよいのではないかと思います。

永田委員長

ご意見を踏まえて、どのようにまとめていくかどうかを、次の委員会でもまた検討していければと思います。

(2)その他

永田委員長

それでは県の文化財課よりよろしく申し上げます。

県文化財課 齋藤技術主査

今回の保存活用計画に限らず、計画というものは、行政の市民社会に対する意思表示の手段の一つです。その観点から読み込んだ時に、仙台市がどんなイメージで保存活用計画の作成をすすめているのかが読み取れましたが、さらに目的と方法をブラッシュアップしていくことがまだ必要かと思います。保存活用計画の作成の手順としては、史跡の価値を明らかにした上で、現地でどのようにモノとして存在しているのかということ構成要素として分解し、それをどう守り伝え、活かし、整備していくかを示していくという作業プロセスがあります。構成要素は、すでに現地にあることが判明したものを分類しているものですので、それに基づいて仙台市はまとめていたように思います。ただ北野委員が発言されていたように、近い将来の発掘調査によって見つかる可能性が高いものというのはこの作業プロセスの中でどうしてもカバーできないものがあります。それをどのように計画でまとめていくべきかということが今後の課題になるかと思いました。直近で言えば、飛鳥時代や奈良時代の官衙や寺院およびそれに関連する遺構・遺物など、そのような表現で平安時代などをカバーするような表現も技術的には考えられると思います。今回の計画にそのような可能性などについて、委員の方々から指摘を受けて、漏れてしまっているところがあることについて分かったのは収穫だと思います。

事務局より事務連絡【課長】(割愛)

閉会